

「使用料・手数料」  
改正シリーズ第1弾

平成十九年四月一日から

# 公共料金の一部改正と

# 全施設の有料化を

# 行ないます

平成十八年度を初年度とする「第三次和寒町行政改革大綱」の重要な推進項目の一つに「使用料・手数料」の見直しがあります。

「使用料・手数料」は、行政サービスを提供を受けた方（受益者）と受けない方（非受益者）との公平性を確保するという受益者負担の原則に基づいて相応の負担を求めるとしております。

町では、受益者負担全般について適正化を図るため、公共料金の一部改正や町有の施設使用料及び手数料の見直しと有料化について具体的な検討を行い、平成十九年四月一日から実施することとしました。町民の皆さんにご負担を頂くことになりましたが、ご理解とご協力をお願いいたします。

使用料・手数料の改正の内容・考え方について、今月号から三回のシリーズで掲載していきます。

今月号では、公共料金の改正と施設使用料の考え方についてお知らせします。

## 公 共 料 金

施設などの維持管理費等の支出に対して、料金収入の割合が低い下水道料金や町営バス料金の見直しを図ることとしました。

### 下水道料金

平成13年4月に料金の改正を行ってから6年間現行料金を維持してきましたが、下水道事業維持管理費に占める料金収入の割合が、一般家庭の平均使用量(月13ト)で算出した場合、約18.6%となっています。これは、100円の収入を上げるのに538円の経費が掛かっている計算になり、今後の健全な運営のため、今回平均5パーセントの料金改正としました。

下水道料金の一例 (円)

区 分(1ヶ月につき)	新料金	旧料金	改正額
一般家庭の平均(月13ト使用の場合)	1,895	1,815	80

### バス料金

バス料金については、乗車した距離により料金(最高390円、最低80円、こどもは半額)を徴収していますが、現在の運行経費等の状況は

(円)

1kmあたりの運行経費	総運行経費に占める料金収入の割合	100円の収入を上げるのに必要な運行経費
268	2.8%	3,566

となっています。

今回の改正により、乗車距離に関係なく一律1回おとな100円、こども50円としました。また、今まで70歳以上の方は無料でしたが、今回の改正により有料となり、おとな料金をお支払いいただきます。(高齢者バス乗車証交付者につきましても、100円の負担となります。)

## 手 数 料

町民の疾病予防、早期発見、早期治療を図るため行っている各種検診について、これまで無料としていましたが、全町民を対象とする基本健康診査、結核・肺がん検診以外の肺がん喀痰、胃がん、大腸がんなどの検診については、新たに検査料の一部を負担していただくこととしました。

健康検診手数料 (円)

手 数 料 の 種 類	一回当たりの手数料の額
肺がん喀痰検査	300
肝炎ウイルス検査	300
胃がん検診	500
大腸がん検診	500
子宮がん検診(頸部500円・体部300円・超音波300円)	1,100
乳がん検診	700
前立腺がん検診	500
骨粗しょう症検診	300
セット検診(胃がん検診1,500円・大腸がん検診300円)	1,800

子宮がん検診の頸部、体部、超音波及びセット検診における基本健康診査、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診の受診項目は選択可能です。

## 施設使用料

町内には、町民センターや公民館、総合体育館、総合運動公園屋外体育施設など、文化・体育施設が数多くあります。これらの施設では町内の団体やグループがさまざまな活動を行っていますが、使用料については、減免規定などにより町民の利用はほとんどが無料となっていました。

今回、施設使用料と減免規定の見直しを行い、全部の施設について維持管理費の一部を使用料として利用者に負担していただくこととしました。

### 施設使用料改正の考え方

1. 施設毎にまちまちだった利用時間を「4時間以内」と「超過時間は1時間単位」に統一
2. 使用料は、現行料金の2時間分を4時間以内の料金に設定（最高2,000円から最低200円）
3. 日中と夜間の料金の設定がされている施設について、日中に統一
4. 部屋のタイプ（和室・フローリング）に関係なく同じ面積の部屋は同一料金
5. 町外の者は利用料金の3倍、町内外の者で営利を目的とする場合は5倍（町民と町民以外の者が混在する団体・グループは、代表者が町民で、構成員の7割以上が町民であれば町民として扱う）
6. 町民が体育・文化活動等に使用する場合は減免規定を見直しし、有料化（高校生以下の者が使用する場合は減免）
7. 公民館等の備品使用料の新設
8. 団体年間使用料の新設

代表者が町民で、構成員の7割以上を町民が占める5人以上の団体・グループが、年度当初等に策定する年間利用計画に基づいて使用する場合に、使用回数により大幅に割引した料金を設定

交流施設ひだまりの体験交流室を使用した場合の団体年間使用料の一例（円）

基本使用料 4時間当たり	回 数			
	15回まで	30回まで	60回まで	61回以上
800	2,800	4,800	8,000	11,000
割引率	76.7%	80.0%	83.3%	88.3%

施設使用料につきまして、2月上旬頃に類似施設毎や主要団体毎に改正に伴う説明会の開催を予定しております。

## そ の 他

### 農産加工センター使用料

昭和58年の開設以来料金の改正をしておらず、維持管理費に占める料金収入の割合が68.0%のため、30%程度の料金改正としました。

農産加工センター使用料の一例

(円)

使用料区分	単 位	新料金	旧料金	改正額
ジュース	0.5リットルビン1本当たり	41	32	9
ジュース	1リットルビン1本当たり	82	64	18
みそ	1キログラム当たり	20	16	4

### 葬斎場使用料

施設の維持管理費に占める料金収入の割合が8.5パーセントであり、また近隣町と比べて低額なため、使用料区分の一部について、50パーセントの料金改正としました。

(円)

区 分	新料金	旧料金	改正額
死体一体につき（12歳以上とする）	7,500	5,000	2,500

第2弾(2月号)は、施設毎の使用料を、第3弾(3月号)は、施設の使用の際の手続き方法などについて詳しくお知らせします。